

平成30年 第15回
教育委員会臨時会会議録

平成30年8月21日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2504号

平成30年第15回臨時会

日 時 平成30年8月21日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	田 谷 克 裕
	委 員	薩 田 知 子

「欠席委員」	教育長職務代理者	小 島 洋 祐
--------	----------	---------

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	新 宮 弘 章
	学校教育部長	堀 二三雄
	教育長室長	中 島 博 子
	教育企画担当課長	藤 原 仙 昌
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	図書文化財課長	佐々木 貴 浩
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設担当課長	伊 藤 太 一
教育指導課長	松 田 芳 明	

「書 記」	教育長室教育総務係長	佐 京 良 江
	教育長室教育総務係	兵 藤 淳

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区立運動場条例の一部を改正する条例に係る議案提出について
- 2 港区立生涯学習施設指定管理者の指定に係る議案提出について
- 3 港区立スポーツ施設指定管理者の指定に係る議案提出について
- 4 港区立図書館指定管理者の指定に係る議案提出について
- 5 生活保護基準見直しに伴う就学援助制度に生じる影響への対応について

日程第2 協議事項

- 1 港区教職員の働き方改革実施系計画(素案)について
- 2 (仮称)港区立科学館の管理運営について

3 旧三光小学校の活用について

4 埋蔵文化財等の保管について

日程第3 教育長報告事項

1 港区スポーツセンターアリーナ及び6階ランニングコースの休止について

2 教育管理職の人事について

3 平成30年度第1回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について

4 後援名義等の7月使用承認について

5 生涯学習スポーツ振興課の7月事業実績について

6 生涯学習スポーツ振興課の7月の各事業別利用状況について

7 生涯学習スポーツ振興課の9月事業予定について

8 図書館・郷土資料館の7月行事实績について

9 図書館の7月分利用実績について

10 図書館の9月行事予定について

11 9月教育指導課事業予定について

「開会」

○教育長 それでは、ただいまから平成30年第15回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日は小島委員から欠席の届け出がございましたので、よろしく申し上げます。

まず、本日の日程の運営方についてお諮りします。日程第1、審議事項の議案第45号「港区立生涯学習施設指定管理者の指定に係る議案提出について」、議案第46号「港区立スポーツ施設指定管理者の指定に係る議案提出について」、並びに議案第47号「港区立図書館指定管理者の指定に係る議案提出について」、この3件につきましては意見交換での中立性が損なわれる恐れがあります。また特定の者に不利益を及ぼす恐れがあるため、非公開とさせていただきたいと思っております。

また日程第3、教育長報告事項の2の「教育管理職の人事」につきましては、人事に関する案件のため非公開とさせていただきたいと思っております。

先にこの審議事項の3件、それから報告事項の1件について審議・報告を行って、その後日程を戻したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、今申し上げた審議事項3件と報告事項1件については、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき非公開とし、先に審議・報告を個々行った上で日程を戻すことといたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、薩田委員をお願いいたします。

傍聴の方は退出をお願いいたします。

日程第1 審議事項

- 2 港区立生涯学習施設指定管理者の指定に係る議案提出について
- 3 港区立スポーツ施設指定管理者の指定に係る議案提出について
- 4 港区立図書館指定管理者の指定に係る議案提出について

(非公開審議)

日程第3 教育長報告事項

- 2 教育管理職の人事について

(非公開審議)

日程第1 審議事項

- 1 港区立運動場条例の一部を改正する条例に係る議案提出について

○教育長 次に、議案第44号「港区立運動場条例の一部を改正する条例に係る議案提出について」説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、議案第44号「港区立運動場条例の一部を改正する条例に係る議案提出について」ご説明いたします。タブレット番号の……、まず愛宕弓道場についてですが、独立行政法人都市再生機構が所有する土地を借り受けて運営しておりましたが、このたび土地の一時使用貸借期間の終了に伴いまして運営を平成31年1月31日に終了いたします。このことにより、港区運動場条例の一部を改正するものです。

まず条例の改定案なのですが、タブレット番号5/68からになります。条例の中の愛宕弓道場の記載がある部分を削ることといたします。

続きましてタブレット番号8/68をご覧ください。「施設の概要」ですが記載のとおりとなります。「土地一時使用貸借期間」については平成24年12月27日から平成31年3月31日までとなっております。「施行期日」は平成31年2月1日です。

項番4の「今後のスケジュール」ですが記載のとおりになります。利用者への周知についてですが、貸借期間の延長がないことにつきましては弓道連盟会長には報告はしております。また9月8日に弓道連盟理事会において今回の廃止の件、あと今後について意見を聞く場としての説明会を開催する予定です。施設の解体作業なのですが、2月に開始し、3月に終了の予定となっております。「利用者への周知方法」につきましては記載のとおりです。

報告は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明に対しましてご質問ご意見をお願いします。

よろしいですか。それでは採決に入ります。議案第44号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第44号については原案どおり可決することに決定いたしました。

5 生活保護基準見直しに伴う就学援助制度に生じる影響への対応について

○教育長 次に、議案第48号「生活保護基準見直しに伴う就学援助制度に生じる影響への対応について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、「生活保護基準見直しに伴う就学援助制度に生じる影響への対応について」ご説明いたします。資料ナンバー5、議案第48号をご覧ください。タブレットで言いますと63ページになります。

前回8月7日の教育委員会で協議していただいている案件でございまして、昨日の庁議で内容について了承され、最終的に本日の教育委員会でご審議いただくものでございます。改めてご説明させていただきます。

まず1枚おめくりいただきまして、タブレットで64ページになります。まず囲みの部分です。

生活保護基準の見直しが実施されまして、本年10月1日から現行より減額されることとなります。生活保護基準に一定の係数を乗じて基準を算定しております就学援助制度につきましては、平成30年度中は引き続き現行の就学援助基準を維持し、区民に影響が及ばないよう対応するものです。なお各年度の就学援助基準の決定につきましては教育委員会に報告の上決定しておりますが、今回は生活保護制度の大きな改正に伴う対応のため庁議にも付しております。

それでは「概要」1をご覧ください。(1)「就学援助制度に生じる影響」についてです。生活保護基準につきましては一般低所得世帯の消費実態との均衡を調整するために5年に一度見直され、平成30年10月1日から生活保護基準が減額されます。就学援助制度につきましては対象となる準要保護者の認定の際に、世帯の所得金額と就学援助基準を比較し審査しております。この就学援助支援につきましては生活保護基準に1.2倍、18歳未満の子どもが3名以上いる世帯については1.31倍を乗じて算出しており、生活保護基準の見直しに伴い影響が生じます。

次に今回の見直しに伴う「国の対応」、(2)の部分でございます。国は平成30年6月25日付、文部科学省からの初等中等教育局長通知「生活保護基準の見直しに伴う就学援助制度に生じる影響について」において、今回の改定に伴う就学援助制度の対応方針を示しております。参考資料、タブレットで言いますと66ページをご覧ください。こちらが今申し上げました文部科学省からの通知になります。本文中5段落目におきまして、できる限りその影響が及ばないよう対応することとしております。具体的には要保護者に対する就学援助については、従来より要保護者として援助を受けた者を平成30年度は国庫補助の対象とするということを通知しております。また本文の6段落目におきまして、各自治体が単独で実施している準要保護者への就学援助についても、政府の対応方針を理解し適切に判断・対応することが依頼されております。

続きまして本文の方に戻っていただきまして、2枚目の「これまでの区の対応」のところでございます。前回平成25年8月1日の生活保護基準見直しの際、区では庁議におきまして全庁的な対応方針を定めました。就学援助制度につきましては平成25年8月1日の生活保護基準見直し以降、平成25年度から平成30年度まで基準を変更せずに維持しております。

この経緯を示すイメージ図が別紙の「就学援助制度における生活保護基準見直し対応イメージ図」になります。タブレットで言いますと68ページをご覧ください。縦軸が世帯の所得額、横軸が時系列を示しております。下段の方の青い部分が要保護者、つまり生活保護受給者の動きになります。平成25年10月1日以降見直しがされており、以降減少しております。また30年10月1日以降の今回の見直しでさらに減少する予定です。上段の方の黄色の部分につきましては生活保護基準の1.2倍をもとに区が決定している就学援助基準になります。平成25年8月以降、就学援助基準を下段の方の要保護と同様の動きをした場合、就学援助基準も下がることとなります。しかしながら区では平成25年度から平成30年度について、平成25年4月1日の生活保護基準をもとにした就学援助基準を維持することで、図の中の緑色の部分についても準要保護者として認定しております。平成30年10月1日の見直し以降も同様に維持する予定でございます。参考までに平成30年7月末現在で、小学校・中学校合わせまして1,400名の準要保護者のう

ち、平成30年10月1日の生活保護基準を適用した場合、これ緑の網かけ部分になるのですけれども、14名が影響を受けると見込んでございます。

また、本文の方に戻っていただきまして、2枚目の方の(2)になります。「平成30年10月1日以降の区への対応」です。就学援助基準を同一年度内に変更した場合、年度途中で再度審査を行い非認定となった場合、給食費や学用品等の経費の支給を10月分以降とめることとなります。このことから平成30年度中については今回の見直しの影響が生じないように、引き続き平成25年4月1日の生活保護基準をもとにした現行の就学援助基準を適用いたします。なお平成31年度以降の対応については今後見直しに伴う影響や、毎年翌年度以降の対応について文部科学省から発せられます通知を確認の上、教育委員会において基準を決定してまいります。

最後に「今後のスケジュール」です。9月5日に区民文教常任委員会で報告する予定でございます。

簡単でございますけれども説明は以上です。よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問ご意見をお願いいたします。

よろしいですか。それでは採決に入ります。議案第48号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第48号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 協議事項

1 港区教職員の働き方改革実施計画（素案）について

○教育長 次に日程第2、協議事項に入ります。「港区教職員の働き方改革実施計画（素案）について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは「港区教職員の働き方改革実施計画（素案）について」、本日付資料ナンバー1の本編、それからナンバー1-2の概要版を用いてご説明させていただきます。

区は平成28年9月に港区教職員の業務の適正化に向けた検討委員会を設置いたしまして、勤務実態の把握や定時退所日を設けるなど勤務時間の縮減に向けて積極的に取り組んでまいりましたが、長時間勤務の抜本的な改善には至っていない現状でございます。この現状を踏まえ、区では学校の勤務環境を着実に改善し、具体的な方策を用いて働き方改革を推進して学校教育の質を高め、魅力的で安定的な学校教育のもと子どもたちの資質・能力を向上させていくため、港区としての実施計画（素案）を策定するものでございます。

まずナンバー1-2の概要版をご覧ください。タブレットでは60ページになります。本編は内容が多いため、主に概要版にてご説明をさせていただきます。素案は4章立てで構成してございます。第1章から第2章の実施計画の方向性までは6月にご審議いただきました策定方針の内容でご

ざいます。

第2章の3「取組目標」は仕事と生活を両立し、心身ともに充実して子どもたちと向き合うために、より質の高い教育を実施するための三つの目標を掲げてございます。1番目、週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする。2点目、教職員の働き方改革がこれまでよりも組織的・計画的に推進していると感じる割合を70%とします。3点目、ワーク・ライフ・バランスの観点から教職員の自分の仕事と生活、趣味・家庭生活・余暇などバランスがとれている割合を70%以上にします。

次に「計画期間」でございます。4番目の「計画期間」でございますが、平成30年度から平成32年度までの2カ年といたします。計画期間について策定方針をご審議いただいた際には、平成30年度から32年度の3カ年としておりましたが、その後東京都との確認により期間を変更しておりますので修正をしております。その理由といたしましては、当初本計画に計上する取り組み事業のうち、平成30年度から東京都の学校における働き方改革推進事業による補助金対象となっている取り組みがございました。そのため東京都よりその対象事業に対しては平成30年度から実施計画に反映するようにとのご指摘があり、当初3カ年計画としておりました。しかしながら区の計画策定におきましては策定年度を対象としていないため、また再度東京都の2カ年計画での策定について検討を依頼しましたところ、平成31年度からの実施計画で了承する、ただし今年度の補助金対象事業を継続するように期待することとの回答がございました。それで、策定方針をご審議いただいた時点では3カ年とご説明いたしましたが改めさせていただきます、本計画は2カ年計画とさせていただきます。

教員の長時間勤務を看過できない実態につきましては、今できることは直ちに行うという認識を持って早期に解決し、その効果を確実に実感できるようにすることが重要なことから、2カ年計画といたしまして積極的に取り組んでまいります。ご審議いただきました内容を修正するとともにお詫び申し上げます。

次に第3章の施策の体系についてでございます。タブレットでは14ページ、15ページの本編のところに記載をしております。具体的な取り組みの一覧でございます。三つの「取組目標」の達成に向けて、実施計画の方向性で示す五つの施策に対して48の取り組みを掲げてございます。組織的・計画的に勤務環境の改善、働き方改革を推進してまいります。

取り組みや事業については数が多いので本日は特に強化する取り組み、それから新たな取り組みについてご説明をさせていただきます。施策1から5まではいわゆる施策は基本的な目標、左がその施策を達成するための課題、括弧の部分でございます。(1)(2)とある括弧の部分でございますが、左のところは課題、戦略的なものでございます。右側はその課題を解決するための具体的な取り組みを示してございます。

まず施策1からご説明させていただきます。「在校時間の適切な把握による勤務時間管理の徹底及び意識改革の推進」では①の学校教職員出退勤・庶務事務システムを新たに導入し、長時間労働の実態について管理職はもちろん教職員自身もしっかりと認識できるようにし、勤務時間を意識した

働き方への変換を進めてまいります。このシステム構築については東京都の補助事業となっており、

次に(3)の「目標達成に向けた意識改革」におきましては①教職員の意識啓発に向けて研修や、③の効果的な事例の共有と理解促進においてモデル校を選定いたしまして、民間事業者のノウハウを活用した専門的な助言・指導による職場環境の改善・開発を進め、他の学校にも情報提供し、職場改善の拡大を図ってまいります。

次に施策2でございます。「教職員の業務の見直しと業務改善の推進」です。(1)ICT機器の活用の③におきましてはテレビ会議システムを導入いたしまして、効率的に会議や打ち合わせ等を実施し、教員の移動時間の負担軽減を図ってまいります。(3)の業務の効率化による負担の削減におきましては、運動会等で設営の大がかりな行事の準備や宿泊行事等において業者委託を含め検討いたします。また⑦の給食時間の対応につきましては担任以外の教員でも給食指導を行い、担任の休憩時間取得に向けた環境整備を検討いたします。また(4)の私費会計の見直しでは給食費を始め教材費、宿泊行事参加費など私費会計の徴収方法を見直しを行います。幼稚園事務の負担も検討課題といたします。(5)の教員の負担軽減に向けた人材の配置では事務職との連携・協働について研究し、教員以外の専門スタッフと効果的な人材の配置の充実により役割分担を明確化し、教員が担っている業務の絶対量を削減してまいります。

次に同じく(5)の③でございます。学校マネジメント強化モデル事業の活用でございますが、こちらは副校長の業務を補佐するとともに教員への指導や助言をより強化いたしまして、人材育成や学校、副校長自身の学校運営への関与を充実してまいります。人材につきましては退職者の経験のある教員等を、副校長等を活用する予定などを考えてございます。

次に施策の3、「幼稚園・学校と保護者・地域との連携・協働体勢の確保」では学校支援地域本部事業の活用を促進するとともに、地域の人材、企業の協力を得て学校運営を充実してまいります。

施策の4、部活動の負担軽減におきましては部活動ガイドラインを作成いたしまして、部活動の体制等、効果的な運用を検討してまいります。

次に施策の5、「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備」でございます。(1)教職員の在宅勤務等の整備につきましては、今後増加が見込まれます育児や介護を伴う教職員について仕事の仕方や勤務時間、また教職員のアンケート結果からは月に5日以上仕事を持ち帰っている割合が36%程度あるという実態からも、検討の必要があると考えております。また管理職は出張先でもメール等の確認ができるよう外部接続機器を活用いたしまして、効率的な仕事の仕方を導入したいと考えております。

次に(2)の「教職員の心身の健康に関する取組の充実」でございますが、安全衛生管理体制の充実として教員の多忙化とかかわりの深いメンタルヘルス対策が重要と考えております。長時間勤務者への保健の指導、メンタル不調者への専門的な相談機能の体制を整備いたしまして未然防止、リ・ワーク等の支援を行ってまいります。

(3)の「ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組」では、誰もが働き続けることができ

る職場環境づくりに向けて、男女を問わず職員が、教職員の個性と能力を発揮できるように取り組む、出産や育児休業明けの女性に対しても離職防止を支援してまいります。同じくこの施策5の中の(3)にございます②の「教員マイスター制度」について記載をさせていただいています。ワーク・ライフ・バランスを進め、本来の仕事に専念できることによりまして自己研鑽に励み、人材育成を充実させ、教員の資質を上昇するマイスター制度の促進につなげてまいります。

次に概要版の一番下のところ、左側の一番下に「第4章」としてございますが、こちらは計画の推進に向けて本検討委員会を引き続き継続いたしまして、確実に効果検証を行ってまいります。達成の状況によりましては今後の方向性を検討するなど新たな方策を見出せるように、着実な推進に向けて学校と教育委員会が両輪となり組織的に取り組み、家庭や地域においては深い理解を基盤といたしまして成果や課題を共有しながら、この働き方改革を進めたいと考えてございます。

なお本編につきましては第4章の後に資料編を記載してございます。こちらでも検討委員会の体制、またアンケート結果等について添付する予定でございます。

今後のスケジュールでございますけれども、9月5日の庁議後、改めて教育委員会の9月の臨時会でご審議をいただきます。その後区議会への報告を初め各関係機関へ報告し、ご意見を頂戴していくという流れとなっております。

説明につきましては以上でございます。

○**教育長** 説明が終わりました。ご質問ご意見をお願いします。

○**山内委員** この計画を本庁として達成していくというのは非常に重要なことだと思いますけれども、その中の目標の一つにワーク・ライフ・バランス、自分の仕事と生活のバランスがとれていると回答している人の割合を70%以上にしようと、達成目標という形になって示しています。70%という数字を示したということは、今がどのくらいかという数字が今回のアンケートでとっているということですね。それは実際どのくらいになっているのですか。

○**教育長室長** 今回のアンケートでは仕事と生活のバランスがとれていますかという質問に対して、とれていないという回答をされた方が53%ございました。約半数を少し超える方がまだとれていないという、実感をされていないという答えでございましたので、今後(2)にもありますように働き方改革を推進していくと同時に、このワーク・ライフ・バランスに対する実感を得るところに70%を置いています。

この70%の数字でございますけれども、まず推進していくための割合としても70%としておりますが、今推進されていると感じている割合がまだ30%という低い状況でございますので、これからモデル校を選定しながら進めてまいりますので、できれば100%と願いたいところでございますけれども、なかなかそこまでの2年間の中では難しい部分もあるかと思っておりますので、まずは70%を目標値とさせていただいております。

○**山内委員** そういう意味ではこの付録、本文中にもそうですけれども、付録のアンケート結果の概要のところにも、そういう具体的な数字を実際に記載された方がよろしいのではないだろうかと思っております。それを入れておくことで、学校の管理職の人たちもそうですし、あるいは周囲の区の行

政の方たちにとっても現状理解というか出発点になります。そこは包み隠さずに率直にお出しになった方がいいのではないかとというのが一つと、もう一点は、どういう人が、どういう層がそのとおりでないという回答が高いかという分析もあわせて示していただきたい。そういうことが次へのアクションにつながります。せつかくの貴重なアンケートですから単純な集計に終わらないで、次へのアクションができるような分析を追加でなされるとよろしいのではないかと思います。

○教育長室長 ありがとうございます。今回かなりの設問数で教職員にアンケートを行いましたので、港区の実態、そしてどのような職層でどのような方策をしていくことが効果的なのかということをしっかり見極められる、皆さんに理解していただけるような結果報告をさせていただきたいと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

それぞれの取組を見ると、31年、32年の計画で、32年が検討、31年と32年が検討というのがあります。検討のレベルはそれぞれ違うと思いますが、2年間の計画で最終年度でまだ検討というのは遅いという印象がします。検討にしてもレベルが違うと思うので、そこは何らかの違いを表現しないと、提言を掲げただけとなってしまいますので、そこは内容を考えた上で表現を変えてほしいと思います。

それから22ページの学校施設開放業務の改善の表記は、31年度、32年度というのは、30年度4校でそれに31年度に新たに5校、それにさらに32年度に新たに5校という意味だと思うので、それがわかるように記載してください。

それから37ページの「教員マイスター制度」は今年度から実施するのですか。

○教育指導課長 今年度に募集をかけて来年度から任命するので、10名程度、今年度中に選ぶということです。

○教育長 マイスターとして業務をするのはいつからですか。

○教育指導課長 来年度からになります。

○教育長 そうですね。そのこと書かないと何か10名も任命してやるのかなと。

○教育指導課長 やっているかのようなイメージがあるということですね。

○教育長 認定するのは4月1日付ですね。

○教育指導課長 そうですね。

○教育長 だから年度がずれていくのではないかと思います。

あと40ページの「1 進捗管理」は、重要なことだと思うので、記載内容が分からないと困ります。3行目の「行政による評価」がよくわかりません。それから「2 推進体制」の一番下です。「教職員の働き方改革検討委員会」で年度ごとに評価してもらおうと思うのですが、「各施策の取組内容に応じて、推進する体制を整備します」というのは、どのように考えればいいのでしょうか。

○教育長室長 済みません、表現が不十分でした。取り組み内容に応じてしっかりと検証した上に、上でさらに推進していけるようにするので「体制を整備します」という言い方がちょっと不適切だ

と思います。ここは各施策をしっかりと検証し、さらにそこを推進していくという。

○教育長 「教職員の働き方改革検討委員会」の委員でない校長先生方はいつのタイミングでこの実施計画（素案）を確認するのですか。

○教育長室長 校・園長会につきましては、教育委員会のご審議の前に、臨時会の前に一旦報告をさせていただき予定でございます。庁議が9月5日でございますのでそこでお諮りした後に、一旦校・園長会の方にお示しをさせていただいて、最終的に教育委員会での審議で素案決定をしたいと考えております。

○教育長 今日、教育委員会で協議していますが次の段階は庁議ですか。

○教育長室長 みなと教育連絡会でご報告はいたします。そしてその後、庁議の方に諮らせてもらいます。

○教育長 そうするとみなと教育連絡会のメンバーの、各幼・小・中の園長会長・副会長、中学校・小学校の各会長・副会長以外の校長先生達は、素案としてでき上がった段階で意見を聞くのですよね。

○教育長室長 そうですね。教育委員会の最終的な決定の前にいただく予定をしております。校・園長会がみなと教育連絡会の後でございますので、9月7日でございますので、そちらで一旦お示しさせていただき予定です。

○教育長 素案なのでパブコメはやるのですか。

○教育長室長 こちらについては、パブコメは特に行わない予定でおります。

○教育長 そうすると、「素案」から次は「案」、何をやって「素案」から「案」になるのですか。

○教育長室長 その後は議会に報告をいたしまして、さらに検討委員会、それから各関係者への説明をさせていただきます。保護者代表の会長がおりますけれども、PTA会長からの「案」とか、各会長会等で。

○教育長 そうするとパブコメはしないまでも関係者の方に「素案」の段階で意見を聞き、「素案」から「案」になるということですね。それで「案」のレベルで今度は再度教育委員会と庁議をかけ、「案」を取るということです。そのスケジュールを示してもらえますか。

○教育長室長 申し訳ありません、策定方針のときにはつけたのですが、今回はつけておりません。

○教育長 全体の構成が、課題、方向性、取組の順番になっていると思います。例えば、12ページでは、施策1で3つの課題をあげ、それをまず「在校時間の適切な把握」という視点で「こうやっていくことが必要」と言って、具体的な取組として1-(1)-①があり、1-(1)-②をかかげています。すべてについて、そういう構成になっているか確認しておいてもらえますか。

ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 今回のパブリックコメントについて1点。これは教職員の働き方改革ですのでパブリックコメントはあえて必要ないと……。それよりもっと重要なのは各学校の教員の人たち、つまりここに出ているのはあくまで校長という管理職の方たちなので、そうでない一般の教員の実感がどう

か、それをどうきちんと拾い上げながら、そういった実感に合う形できちんとメッセージを出していくことが最後は大切だと思います。これを確定する前に意見を拾い上げるのか、あるいは確定してからまた意見を収集して、それを次に載せていくのかというタイミングも考えなければいけませんけれども、そういう管理職ではない教員の方々の意見というのもうまく吸収して、それをうまく実際の運用につなげていくというのがとにかく大切なことです。ただこれを読んで「では、意見出してください」ってまた負担を増やしてもいけませんので、要約版なり何なり読みやすくした形で提示していく工夫も必要だと思います。その点もよろしくをお願いします。

○**教育長室長** 今また貴重なご意見をいただきました。管理職につきましては学校のマネジメントというところでしっかりと進めていただくことが必要なのですが、そこに基づいてしっかりと教職員が意識を持って取り組むということが大事なところだと思いますので、各教職員の周知理解につきましては指導室とも相談をしながら、機会を得てしっかりと伝えていきたいと考えております。

○**教育長** 事務職に係る改善も入っているので、教員だけでなく事務職も含めてください。

○**教育長室長** 事務につきましては、この働き方改革について事務会からの代表者に出させていただいて、色々さまざまこれから検討する部分もございまして。あえて加えて全体的にも周知を図ってきたいと考えております。

○**教育長** その点はどこに記載があるのですか。

○**教育長室長** 検討会ですか。検討会にはここには入れてない。ここには入れてないです。

○**教育長** この段階で事務会の代表の方とは話したのですね。

ほかにいかがでしょうか。

○**薩田委員** 45ページのアンケート結果の対応で、港区全ての教職員の方に配布した訳ですよ。回収率が幼稚園は97.2%ですけども70%台というのが、ほかは70%台というのはどうか。低いのか高いのか微妙な数字なのですけれども、例えば自分の意見がここで反映されるのだったらもっと先生方とか教職員の方、もっと答えてもいいのではないかなと。私100%に近いのかと思っていましたけれども、それはなぜなのかというのは分かって把握していらっしゃるでしょうか。先生方もお忙しいでしょうし、なかなか回収日までに、締め切り日までに間に合わなかったとか色々あるのでしょうか、いいのかなと。もっと言いたいことがある方がいらっしゃるのかと思っただけですけれども。

○**教育長室長** 今回の調査期間なのですけども、7月の3日から23日と約3週間とりました。ただしこの期間が学期末の成績処理の期間ということもありまして、そういったところも関係しているかなとご想像しているところもございまして。本来であればもう少し高い数値での回収率が欲しかったというところはございます。

○**薩田委員** 分かりました。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

事務職員の回答率はどの位でしたか。

○教育長室長 事務職の回答ですか。申し訳ありません、ちょっと数字は済みません、ちょっと今把握ができておりません。

○教育長 往々にして教員ばかり向いていて、事務職員にこういう実態把握も含めしっかりやっていかなければいけないと思います。長時間勤務解消のためには事務局職員も含め事務職員の今までの仕事や範囲を見直していかなくてはいけないので。

○教育長室長 今回のこの働き方改革は事務職との連携で、協働等の業務分担の明確化というのは非常に大きなところの視点だと思いますので、しっかりと事務職を巻き込みながらという言い方はおかしいですけども、一緒に考え検討していきたいと思っております。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

○山内委員 あと1点追加ですけれども、これは、出されている資料編のところにアンケート調査の設問、それをそのまま加えておかれた方が良いと思います。どういう設問に対しての回答なのかということが分かって初めて数字を評価できますので、それもぜひお願いしたいと思います。

○教育長室長 ありがとうございます。

○田谷委員 職場環境の改善の「負担軽減に配慮した対応」というところで門のオートロック化とこのあるのですが、これ割とずさんで、きちっとロックされているのですが解除しやすいと、外側から。これよく通常のマンションなんかでもそうなのですが、裏口の施錠、これちょっと脇から手を入れると鍵に届いてしまうとかそういうケースを多々聞いております。学校が必ずしもそうだとに限らないと思いますが、だからその辺は整備、31年度に実施された時点でもうちょっとその辺のところを検証していただいて、オートロックにしたからそういうやからが入らないということが、もし入ろうと思えばそういう人たちはそういうことを考えますので、その辺のところを十分検証していただきたいと思います。

○教育長室長 こちらの……に関しては安全・安心の視点からもしっかりと整備をしていきたいと考えております。

○教育長 現在、区職員の働き方改革についても検討、実施しています。

教職員の働き方改革について、区職員で実施していることがあれば、検討していかなければならないと思うのです。その点はこの段階だからこそ再確認してほしいと思います。

必ずしも区でやっていることが学校現場や幼稚園現場でやれるとは言えませんが、例えばA Iによる議事録作成など、ICTの活用などです。区でやっていることが何か計画にはでていないようなので、必ずしもやれということではなくて環境が違うのでやれないこともあると思いますが、もう1回確認してもらいたいのので、お願いします。

○教育長室長 文言の整理を初めまして、区の取り組み等についてもしっかりと整合性を見ながら、もう1度しっかりと確認したいと思います。

○教育長 ほかによろしいでしょうか。

それではこの協議事項については以上とさせていただきます。

2 (仮称) 港区立科学館の管理運営について

○教育長 次に「(仮称) 港区立科学館の管理運営について」説明をお願いします。

○教育企画担当課長 それでは、タブレットのページで言うと61でございます。こちらの「(仮称) 港区立科学館の管理運営について」ということをご説明をさせていただきます。

まず囲みの部分、本日の協議内容ということで、この先、平成30年第4回港区議会定例会の方に科学館の条例を上程するに当たりまして、施設の名称ですとか位置、あるいは休館日、開館時間、プラネタリウム観覧料等について定めるものでございます。

まず項番1として「これまでの経緯」ということでございますが、当初、平成20年3月ですね、この虎ノ門三丁目のところで教育センターを整備するというので、当初は機能としてカリキュラムセンター、相談センター、体験学習センターと三つの機能ということでスタートしているものです。このうち体験学習センターの機能につきまして、平成27年の教育委員会あるいは平成28年の庁議にて「公の施設」として、あと指定管理者制度を導入すると。名称については「(仮称) 港区立科学館」とするということのようなことが決定したものです。その後、庁内関係部課長級職員で構成する開設準備検討会において、名称ですとか開館時間その他について検討して進めておりまして、先の8月1日の行政経営推進委員会において方向性の方を了承いただいているものです。

それでは項番2の方になります。名称と位置ということになります。こちらの「(仮称) 港区立科学館」については「子どもたちが科学の楽しさを発見できる」ですとか、「大人たちを科学の世界へと誘う場」ですとか、その次のページにお進みいただきますと、こちら「さまざまな科学を自ら発見・探求し、かつ、物事を科学の視点で捉え」といったそういった施設ということでございます。

こうしたこともありまして、施設の名称につきましてはまずシンプルで分かりやすく親しみが持てるということで、名称の方を「港区立みなと科学館」、「みなと」を平仮名の科学館ということで進められればと思っております。これについてはまず施設名称として平仮名で「みなと」という文言を入れることで親しみやすい誰もが訪れやすい施設の印象を与えるということ、それともう一つが併設している施設として気象科学館がございまして。

これにつきましてはタブレットでいきますと66ページのところでも平面図をつけさせていただいておりますけれども、この平面図の中の2階というところで、ちょうどプラネタリウムと同じフロアに気象科学館というものが設置されることになっております。今、気象庁の方に確認しておる限りでは名称については「気象科学館」というような話もございましたので、一方が「気象科学館」、もう一つが「みなと科学館」ということで相互の施設が分かるように、そういった意味も含めて「みなと科学館」とさせていただければと考えております。

また、気象庁の科学館と一緒に運営できるというのはとても売りになるかと思っておりますので、この二つの施設を一体的にPRできる、知ってもらえるような、そういった愛称を公募できないかということで、今、気象庁とも調整をしているところでございます。

あと場所、位置につきましては「港区虎ノ門三丁目6番9号」ということになります。

項番3の「休館日・開館時間」でございます。まず(1)で休館日ということでございますけれども、休館日につきましては毎月第2月曜日で、あと年末年始、あとはその他プラネタリウムの番組更新等のための臨時休館という形にしたいと思っております。施設につきましてはできるだけ多くの方に利用していただきたいということで、できるだけ開館していくというような考え方に基づいて、かつ学校利用等にも配慮いたしましてこのような設定としております。

続きまして開館時間の方でございますが、午前9時から午後8時までということにさせていただきます。こちらにつきましてはまずは学校の方の利用ということ、午前中につきましては学習利用を中心に考えておりますが、学校の利用等、午前中利用して午後には戻るといったようなことも考えますと、午前9時からが適切だろうと思えます。閉館の午後8時ということなのですが、これにつきましては夜間は一般の会社員の方も含めて大人の利用も見込んでおまして、夜間もプラネタリウムの番組ですとかそういったものやったりとか、大人向けの講座等も開催できればと考えておりますので、午後8時までということで設定をしているものでございます。

次のページにお進みいただきまして、次に観覧料ということでございます。かねてから観覧料につきましてはプラネタリウムのみ設定をしていくというようなこととなっておりますので、ここではプラネタリウムの観覧料について記載しております。これにつきましてはまず投影の種類として一般投影と特別投影というような二つに分かれておまして、それぞれ料金を設定しています。

この辺の設定の計算につきましてはタブレットの67ページの以降で金額、考え方というものを設定させていただいています。前提といたしまして「港区の公の施設の使用料算出にあたっての基本的な考え方」というのがあります。基本、それに基づいて設定をしているものでございまして、それぞれ一般投影につきましては所要経費を実際に年間利用人数で割るといったようなことになっておりますので、それに基づいて計算をしているというものでございます。それぞれ一般投影と特別投影ということで、それぞれかかる経費ですとかあと回数、あと来る人数も変わりますのでそれぞれ計算をしているものでございます。

ちなみにまた資料の方にお戻りいただきますと、こちらのタブレットの63番の方ではまず一般投影の方が大人600円で、小・中・高校生を100円とさせていただきます。これは一般投影なのですけれども、通常観覧料を支払って観覧ができる投影ということになっています。

次に一般投影の団体ということで、これは一般の8割の料金で20名以上の団体の場合には設定をしておまして、大人480円の小・中・高80円としています。観覧料の免除ということでこの公の施設の使用料の減免・免除等の区の基準に基づきまして、未就学児、区内在住の65歳以上の高齢者及び障害者、介助者については免除としております。

次に(2)の特別投影です。これにつきましては主に夜間等を中心に考えておりますが、生演奏ですとかあとアロマですとか、あと講演とセットになっていたりと、こういった特別な、特別の企画内容によって経費がかなり変わってくるものがあります。これについては上限額のみを設定するというので、上限額2,000円と設定させていただきます。

団体料金は同様に8割、免除も同様に行います。あと小・中・高校生の料金につきましては一般

投影につきましては100円としておりましたが、特別投影に関してはその一般料金の半額とさせていただきます。

それでは次にお進みいただければと思います。またプラネタリウムについてですが、貸し切り投影ということの設定もいたします。夏休みとか長期休暇を除いて平日の午前9時から午後3時ということで、ここで3カ月前までに予約を受けるといようなことで貸し切り投影を行います。

続きましてプラネタリウムの貸し切り料ですが、1回につき25,000円といたします。これにつきましては先程の計算方法の中に入ってくるところでもあるのですが、実際にその貸し切りの場合の「一般投影の金額掛ける席数掛ける利用率」といような形で計算をしているものでございます。

続いて「年間パスポート」です。多くの方に利用していただけるように年間パスポートを設定します。料金は大人2,000円、小・中・高校が300円、これは一般投影のみということになっていまして、料金は4回以上行けばもとがとれるような設定になっています。

次に「区民無料開放の日」、こちらも利用率を高め関心を持っていただくといようなことで、年4回、各季節に1回ずつとしていますが無料の日を定めます。

次に参考までにほかの施設ということで、こちらも先程ご覧いただきました別紙の方にも載っておりますが、1階が常設展示コーナーと多目的ロビー、あと実験室という部屋がございます。それと2階の方に気象科学館と、あと2階の片隅にカフェスペースなども設置される予定です。

最後になりますがこちらの「今後のスケジュール」というところでございます。次に9月5日、庁議の方で審議をしていただいた上でまた改めまして、教育委員会の方で今度はご審議をいただきます。その後、区民文教常任委員会の方にご報告をします。その後は条例の制定、あるいは引き続き年明けから指定管理者の選定に入っていければと思います。指定管理者に関しましては平成31年の第3回定例会の中で議案として議決をいただく予定になっています。施設自体につきましては平成32年2月末竣工、4月1日開館といような予定になっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。

ただいまの説明に対しましてご質問をお願いします。

特別投影ですが、金土日の夜になっていますが。投影曜日時間はもう決めたのですか。

○教育企画担当課長 別紙の方の4ページ目の表は、料金を計算するに当たっての一つの考え方ということになりまして、実際に投影をどう回していくとかいいうところに関しては、また実際に指定管理者を公募していくに当たっても事前にこちらの方でも決めますし、また指定管理者が決まりましたらそういうことも協議して、もう少し細かく決まっていく部分も出てくると思います。

○教育長 この投影の時間帯はともかく、こま数は決まっているのですよね。そうでないと金額が出てこないと思うので。気になる点は特別投影は夜なので、子どもたちは料金設定しているにもかかわらず行きにくいですね。小学生だけでは行けないでしょう。その意味で時間設定として。例えば土日であれば昼間やるとかどうでしょうか。そういう工夫は必要かなと思うのです。

貸切投影ですが、通常料金600円に121席あるのでそれを掛けて、次の年間平均稼働率を掛けるというのは何で掛けるのですか。貸切ですから全席使うということではないのですか。

○教育企画担当課長 考え方といたしましては貸し切りをすることによって従来1回投影できるものが、一般公開して投影できるものができなくなるというような考え方にに基づきまして、実際に1回投影するに当たっての売り上げといたしますか、収入というものを見込みまして、それを料金ということで換算したということでございます。

○教育長 貸切投影してしまうと、一般の人が見られなくなってしまう訳ですよね。121席全部埋まらなくても貸し切ったのだからその料金は支払うことになるのではないですか。

○教育企画担当課長 その辺はどのような使い方をさせていただいても、おっしゃるとおり自由でございまして、貸し切りをされた場合にではさすがに1人だから600円という訳にもいかないもので、ではいくらいただくかというところで計算をしまして、実際に適切な部分として実際に1回の上映の損害と言いたい方はあれなのですけれども、その損失を補填するというような考え方で、1回当たりにどの程度収入があるかというような形の計算の方法ということになります。

○教育長 分からなくはないのですが、そうすると0.3452以上利用したら得してしまうということですよ。

○教育企画担当課長 あとそれともう一つ、他の自治体の数字の方も参考にさせていただいていて、例えば中央区だと貸し切りが12,900円とかという料金の設定になってございまして、そういったものも参考にはさせていただいているのですが、要は極端に高くないかどうかというようなところの見方として参考にさせていただいたのですけれども。あとは実際細かい話ではあるのですが、団体の利用ということになりますので、団体料金の方の反映であれば、もう少し適用率はもう少し多くてももとは取れるといたしますか、そういうことも考えられるとは思いますが。

○教育長 その点は精査した方がいいと思います。例えば民間料金の考え方はどうですか。それで例えばの話、これについては高齢者や障害者の人たちは免除するのではないですか。

○教育企画担当課長 します。特別投影もいたします。

○教育長 高齢者の団体とか障害者の団体の場合にはどうするのですか。

○教育企画担当課長 それぞれまず個人では無料というような設定の方の団体であれば、同じく免除という形でさせていただくだろうと思います。

○教育長 その点は記載しておいた方がてもいいと思います。

○教育企画担当課長 書いていないです。

○教育長 様々なケースを想定して細かく決めておかないと、開設した際に問題が出てくるのではないかと思います。

○教育指導課長 多分、これ条例設置のときは私が説明するので、私困ってしまっていたのですけれども、例えばはとバスツアーが貸し切りをやってきた場合も区民と同じような貸し切りとか、要するにはほかの近隣区の社会教育団体の貸し切りと同じレベルに扱うかどうかということは抜けているので、やはりもう少し検討して、営利目的の際にはどうなのかとか、細かな規定をつくる必要

があると思いました。

○教育長 教育委員会の場合は重要で、色々なご意見を頂戴していますが、8月1日の行政経営推進委員会ではこのような指摘はなかったのですか。

○教育指導課長 貸し切り投影はそのときはなかったです。貸し切り投影は後から追加したので。

○教育長 実際に運営したときに困ってしまう。我々というよりは利用者が困らないようにしてもらいたいと思います。

○教育企画担当課長 この後はまた庁議に向けた手続になりますのでその中で、そのプロセスの中でそういったものもつけ加えるなり想定をしておくなりということで、さらに磨き上げていければと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 その料金体系なのですが、これは区の在勤・在住者もそうではない人も同じ入場料なのですか、その一般・特別、それから年間パスポートの料金。

○教育企画担当課長 こちらは区内区外問わず、より多くの人に足を運んでいただければということもありまして、同一料金と設定させていただいております。

○教育長 それでいいのですか。色々な人に利用してもらうことが重要ですけど。

○教育企画担当課長 この中で、区民の皆様にさらに特化してご利用いただく仕掛けとしまして、4ページのところで「区民無料開放の日」というものがございます。これにつきましてはもう区民の方限定ということで開催をさせていただく予定なのと、あとはある意味当然な部分もあるかと思うのですが、貸し切り等の中では区内の小・中学校、幼稚園・団体等を無料にするとかそういったものも含めて、区民の方にはより利用していただけるようなそういったプラネタリウムになればと考えています。

○教育長 よろしいですか。

○山内委員 そういう意味ではこれを拝見して思うのは、区民へのサービスともう一つはもっと営利的な、あえて言葉を使えば営利的なサービスをどう組み合わせるかということで、それがおそらくこういうものを成功させる鍵なのだろうと思うのです。つまり区民とかに限らずあるいは営利であって、あるいは営利のプラネタリウムであっても来たいというような人が来るようなものにしないといけない。やっぱり大勢人が来てこそ、そしてある程度の売り上げがあってこそこういうものはどんどん回転しますし、プログラムだって一般におもしろいものをどんどん変えていくこともできる訳です。

ですからどう人を呼び込むかという工夫も一方でしなければいけない。でも、他方では区民に対しても。その組み合わせをどうするかということだと思うのですが、例えばこのスケジュール表を見てもその組み合わせが余り感じられないのですが、例えばさっき指摘があった特別投影、夜の特別投影であればこれはどっちかと言えば、会社帰りの人たちが寄ってちょっとここでリラックスしたいとかリフレッシュしたいと、であれば逆にそんな土曜日日曜日よりも平日の夜にこそ会社帰りの人も来やすいような気がするのだけれども、逆に平日、家族連れでもう少し家族のために、

特に家族の人たちに楽しんでもほしいというような特別投影であれば、それこそ日曜日とかの昼間に組んだ方がいい訳で、そういうところをもっとイメージを膨らませていきながらつくった方がいいのではないかというのは思いました。

○教育企画担当課長 ご指摘のとおり、今こちらの別紙の4ページでお示ししているものと、週末の方に偏ってしまっているということが起きますので、こちらに関しましてもまだ、例えば今特別投影を入れているこまを一般投影が入っている、例えば日曜・祝日であればこの13時からの回とか、ここに入れかえたりとかというようなこと。これをやっても特に料金の方にはそんなに影響が出なかったりとかということもありますので、こういったところも今後もう少し幅広い世代の方とか、色々来ていただけるような、そういう組み合わせというものを考えていければと思います。

○教育長 山内委員のお話もそれにつながるようなことだと思うのですが。これは本当にいいのですか。直近で参考になるのは歴史館だと思うのですね。歴史館はそうではないですよ。

○図書文化財課長 歴史館の方は、一般的に常設展は基本的に一緒の値段で300円で運営しております。ただ小学生とか学生さんに関しては基本的に無償で運営していきまますというような形になっていますので、ちょっと区内区外というのを分けている訳ではない。

○教育長 郷土歴史館は常設が大人300円、小・中・高100円。特別展1,500円以内、小・中・高生は大人の半額。この右側の減免措置の方に在住・在学の小・中・高、在住の65歳以上は免除ですね。この免除は常設も特別展も免除ですか。

○図書文化財課長 そうですね。

○教育長 プラネタリウムではそのようになっていないのではないですか。

○図書文化財課長 在住・在学の小・中学生であれば。

○教育長 常設は、在住・在学ではない人は100円かかるのですよね。

○図書文化財課長 全く関係ないです。常設は。

○教育長 区内在住・在学の小・中・高はかからない。

○図書文化財課長 取らないです、免除です。

○教育長 免除するということですね。

○教育企画担当課長 こちらの施設の形態として少し歴史館とは若干異なっておりまして、まず1階の部分ですね、1階の部分にさまざまな大人から子どもまで科学を体験しながら学べるような施設というのがございます。こちらに関してはもう初めから無料というような形でご利用いただけるようにしてございまして、平成27年、28年当時教育委員会ですとか庁議の中でそういう方向性で、プラネタリウムのみ有料とさせていただくという考え方が決まっております。

プラネタリウムにつきましては常設の展示コーナーとは違いまして特殊な施設等を使うというようなこと、あるいは専門技術者の配置というのが必要になるというようなことがありますので、一定程度受益者負担の観点で有料としていきたいと思いますというような考え方がございますので、それに基づいて料金の方をいただくという考え方になっているところです。

○教育長 そうすると3ページの4の(1)の③に「『港区公の施設の使用料の減免・免除等につ

いて』に基づき」と記載がありますが、基づいているのですか。

○教育企画担当課長 この辺に基づきまして未就学児ですとかあとは区内在住の65歳以上、ここは区内在住ということになります。在住の65歳以上の高齢者ですとか、あと障害者とその介助者ということで無料ということにしているものがございます。基本それに合わせています。

○教育長 そうすると郷土歴史館は、基づいていないということですか。

○図書文化財課長 基本的には基づいているのですけれども、違う部分についてはプラスアルファで一応規則で決めているという。

○教育長 考え方として基づいてなくてよかったのですか。

○図書文化財課長 考え方としては基づいています。

○教育長 在住・在学の小・中・高は減免です。

○図書文化財課長 そうです。

○教育長 減免なのですよ。

○図書文化財課長 小・中・高についてはそうです。

○教育長 在住・在学の小・中・高については、一般投影の場合「100円かかります」。区外であっても、同じように100円かかりますというのが「港区公の施設の使用料の減免・免除等について」に基づいているのだとすると、歴史館は基づいていないではないですか。

○教育企画担当課長 整理させていただくと、まず区内と区外の観覧料の違いですけれども、資料3ページの4の(1)「一般投影」の3行目のところに「港区公の施設の算出にあたっての基本的な考え方」、これが大原則ですね。基本はもう施設の運営費を入館者の方に払ってもらうという考え方で数字を出しますので、港区の施設は基本的に区外・区内なしですね。スポーツセンターが違うのですけれども、スポーツセンターというのは、本来はもっと高く設定しなくてはいけない金額なのですけれども、それをこれまでの経緯等も含め区民以外も安くするという関係になっています。ですから基本は区民と区外の方とは同じ金額になっています。③の観覧料の免除については小・中・高の郷土歴史館は特別ルール、そちらの方が特別ルールになっていて、その時の議論の詳細というのはこれは把握していませんけれども、基本は小・中・高生100円というのが基本的な考え方です。これはスポーツセンターも同じです。ということでご理解いただいて、説明するときにはそのあたりの違いというのは、きちんと説明するようにいたします。

○教育長 区外、区内であっても小・中・高は100円ということですね。

○教育企画担当課長 スポーツセンターはそうです。

○教育長 そうすると、免除とはどういうことですか。

○教育企画担当課長 免除はしないです。区内小・中・高生を免除するっていうルールはないです。

○教育長 歴史館は免除するのですよね。

○教育企画担当課長 歴史館が特別ルールなのです。

○教育長 だから違うということですか。

○図書文化財課長 それはプラスアルファ規則で定めているということになります。

○**教育長** 規則は規定の仕方であって、そういうこと聞いているのではなく、なぜ歴史館は免除にするのですかということです。

歴史館はこういう施設で、プラネタリウムは、そのほかの施設とは違うので免除しますということになったと思うのです。歴史館には理由があって、プラネタリウムはほかの施設と一緒に在在・在学の小・中・高生は免除しないということを記載してもらいたいのです。

○**教育指導課長** おそらくですけど、同じ展示物が常設展でやっているのに小学生が何度も行くか行かないかという問題があって、行く必要のある子というのは学習するために行く、つまり1回見ているものをもう1回詳しく調べなくてはと思って行く。そういうことを考えるときに区民の子たちが行く確率が高いので、そういった学習に資すると考えると減免してあげた方がいいのだろうと、何度も行くものではないから。プラネタリウムについては季節季節で番組がかわったりとか、特別投影があるのでやっぱり施設負担の中で、これを免除してしまうと何度も何度も行って、単なる涼みに行くということが起こってしまうので、やはり適切に料金を取るところの違いがあるかなと考えております。

特別展はその1回を区民の方に見せてあげようという配慮ということですね。

○**教育長** 貸切投影については、整理しないといけないと思いますので、本件は保留ということにさせていただいて、改めて審議させていただきます。この案件については以上でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○**教育長** 時間をオーバーして申し訳ありません。

3 旧三光小学校の活用について

4 埋蔵文化財等の保管について

○**教育長** 次に、「旧三光小学校の活用について」、それからその後の「埋蔵文化財等の保管について」、この二つの協議事項は関連する内容になりますので、あわせて説明を受けて質問をお願いしたいと思います。それではそれぞれ説明をお願いします。

○**教育企画担当課長** それではタブレットの方では、こちらの三光小学校の方は74です。「旧三光小学校の活用について」ということでございます。

「協議事項」として、まず現在教育センターがまだ1階2階にありまして、それが平成32年3月までということで、そこまで暫定活用期間ということになっております、この旧三光小学校の活用期間を平成35年3月まで延長するということと、またさらに旧三光小学校につきましては平成35年度以降、小学校等の改修時の仮校舎等として活用していくというようなことをここで決められればということでお示ししたものでございます。

まず項番1「旧三光小学校の概要」ということで、場所ですとか面積等々記載のとおりです。竣工が平成2年ということでもまだ30年経っていないような状況です。I s値ということで0.75ということですので耐震性能を有しているというようなことでございます。

続きまして項番2「現在の活用状況」というものでございます。これに関してはこちらでご覧いただけるとおり、教育センターが1階2階で、あと三光学童クラブというのが2階、あと体育館も時間帯によって使えます。あと3階4階が埋蔵文化財等とあと学校歴史資料が置かれているというように、あと地下に防災備蓄倉庫があって、あと校庭の方が三光保育室、仮称ですね。これが本年12月の開設に向けて、現在建設中ということでございます。これらの配置につきまして別紙1ということで、このタブレットでいきますと76というところで、色分けして表示をさせていただいております。これが平成32年3月までの利用というようなこととなります。

続きまして項番3でございます。「平成32年4月から平成35年3月までの活用」と、この暫定活用期間を延長した後の活用について記載しております。これにつきましてはまた同様に別紙2ということでタブレットの方でいきますと77のところでございますが、まず教育センターにつきましては虎ノ門三丁目に移転をいたします。そのような状況になりますが、それと一方合わせまして、この学校歴史資料等につきましては適宜新しく郷土歴史館の方に移すということを考えています。それ以外の文化財、埋蔵文化財等につきましてはこちらを伊豆健康学園の方に平成32年3月末までに、伊豆健康学園とあと一部を郷土歴史館の方にそれぞれ移転するというような形の考えでございます。この辺はさらにタブレット78のところ参考資料ということで、添付になっているものがございますけれども、こちらを改めてご参照いただきますとこのような形となっております。

改めましてこの平成32年度から平成34年度末までの活用ということでございますが、そういった形での教育センターですとか文化財がなくなりますけれども、ここに引き続き三光学童クラブ、こちらを平成35年の3月までこちらに配置、こちらで活動するという。それと校庭につきましてこちらの（仮称）三光保育室につきましてこちらリリース期間の関係もありますので、平成35年3月までというようなことで想定をしています。

その他のスペースに関しましては、もう一方では神応小学校の方の、こちらの施設の活用というのも現在区長部局の方で検討が進められておりまして、そちらの活用の方にも、本格活用に入っていくというような動きもございますので、そうなりますと旧神応小学校を現在ご利用いただいている地域の団体の皆様がいらっしゃいますが、そういった方たちが一時的に利用していただくとか、あるいはその他その区全体の、教育委員会始め区全体の期間限定ではありますが行政需要に対応できるようなものがあれば、そういった活用に資するものとするというようなことで考えています。

続きまして項番4の「平成35年以降の活用について」ということとなります。こちらの施設につきましてはまだ冒頭申し上げたとおり30年弱ということで、耐震性もありまして機能的にも学校として利用することがまだ可能であるというようなことでございます。一方で区の方では老朽化で改修・改築が必要な学校ですとか幼稚園というのもございますけれども、これをやるに当たっては仮校舎ですとか仮園舎というのがなかなか大きな土地もございませんので、そういったものが課題になっているというのもあります。

こういった現状を踏まえまして、平成35年度以降学校・幼稚園で大規模な改修・改築が必要に

なった際も、仮校舎・仮園舎として活用していくということ。またさらには高輪地区なのですが今後はっきり分かっているものとしましては、白金一丁目東部北地区の市街地再開発事業というものが、これが平成34年に工事完了ということで住宅約1,200というようなことが示されています。ちょうどこちらの古川の南側になりますかね。そちらのあたりの部分ですが、こういった開発も予定されておりますので、この先あるいは人口推計でも今後も引き続き人口増、未就学児、児童数の増が予想されておりますので、既存の学校の教室の転用でも受け入れ困難となってしまった場合には、旧三光小学校というものを活用していくというようなことも後で考えてございます。

最後、事務的な手続にはなりますが、こちら今日の教育委員会の後、公共施設検討委員会ですとか庁議とか庁内の検討を経まして、改めまして教育委員会の方でご審議いただければと考えております。

簡単ではございますが説明の方は以上でございます。

○図書文化財課長 それでは私の方から埋蔵文化財等の保管について説明させていただきます。

「協議内容」につきましては、郷土歴史館に保管し切れない埋蔵文化財等の文化財資料を当面旧伊豆学園に保管するとともに、保管施設の整備について検討していきますという内容でございます。

「これまでの経緯」でございますが簡単に言いますと、区はこれまでも文化財を閉校となった学校跡地等に保管してまいりましたけれども、当該施設の活用計画に合わせて保管場所の移転を繰り返してきております。歴史館の方にも埋蔵文化財等の保管場所を確保しておりますけれども、開発工事等の増加などによりまして想定以上の埋蔵文化財が出土することによって、また保管場所が不足するというような状況も重なってあるというような状況でございます。

続きまして「埋蔵文化財等の保管について」ですけれども、文化財保護法に規定されておりました、発掘・出土した遺物については文化財資料として保管をしておりますけれども、廃棄についての規定がないため、埋蔵文化財等の文化財資料については増え続けているというような状況でございます。そうした出土したものにつきましては一定の手続を経て文化財資料として認定をされて、東京都教育委員会または港区教育委員会に帰属するというようなことになってございます。

3番目の「保管施設の確保等について」でございますが、現在小学校旧三光と旧神応の方に2,400平米を確保しておりますけれども、今郷土歴史館で用意できるのが1,000平米程度ということで、現状1,400平米程度が不足することになります。

裏面の方、ちょっと次のページを見ていただきますと、今後10年間でまたさらに1,300平方メートルぐらい必要になってきまして、その後10年間で300平方メートルは最低でも必要でしょうということで、20年後の不足面積については3,000平米程度を想定をしております。そういったことを踏まえまして(2)の本格施設につきましては、本格施設を考えるよりは、保管スペースとしては3,000平米程度が必要で、その他諸施設についてはプラスアルファが必要です。空調設備が必要です。2階建以上であればエレベーターが必要ですし、あとトラックでの搬入が容易にできる場所であったり地形であったり、そういったものが必要ですよということの条件を記載させていただいております。

あと「埋蔵文化財等の保管場所の確保及び整備について」、今後につきましては、平成31年度以降本格施設が決定されていない旧伊豆健康学園に暫定的な保管場所として置かせていただきたいと思っております。その間に調査・研究を進めまして、本格施設の整備を検討していくということで考えてございます。

検討スケジュールにつきましては先程78ページ、タブレットの78ページに書いてありました検討スケジュールと同様でございます。

説明は以上です。

○教育長 説明終わりました。それではご質問お願いしたいと思います。

埋蔵文化財保管について、今後10年間1,300平米で、その後は300平米必要になっているのですが、極端に少なくなっています。これは10年間は再開発等の、ある程度具体的なものがわかるのでそれで換算すると1,300平米で、さらにその10年後になるとその点が不明なので、300平米ということですか。

○図書文化財課長 基本的な考え方はそういうことでございます。前までの通常時、少ないときには大体30平米程度増えていくというのが通常だったということから、通常に戻るであろうということで基本的にはそういった計算方法になっております。

○教育長 そうすると最低限これぐらいは不足してしまうということですね。

それから次の旧三光小の活用についての2ページ目の「平成35年度以降の活用について」ですが、基本的に学校として活用していきますということですね。にもかかわらず、3行目に「一方で、区には、…改修・改築が必要な学校や幼稚園があり」と記載しているのですが、改修の必要がもう見込まれている学校・幼稚園があれば、具体的にした方がいいと思うのです。

一方で、最後の4行では、再開発で1,200戸予定されているので将来的に「旧三光小学校を活用します」と言い切ってしまう。「可能性がある」とかそのくらいにしておかないと、ひとり歩きしてしまうのではないかと思います。

○教育企画担当課長 ご指摘のとおり、まだはっきりしない部分がほとんどでありまして、今この計画自体は再開発事業、これはもう公表されている計画なのでこれ自体は明確なのですけれども、その影響というのは全く未知数というような状況があります。

ご指摘のとおりこれは余りあおるような形で書くというのも影響がありますので、この辺はもう少し表現について抽象的に書かせていただいて。

○教育長 注意して記載してください。

ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 この話の中で旧三光小学校と神応小学校の話が出てきているので、くれぐれも、私地元ですからという話があったのですけれども、地元との話し合いをよろしくお願ひしたいと思います。

白金の丘学園のときに非常に地元の方たちが立ち上がってつくっていただいたような学校になっておりますので、そのときから既に旧、廃校になる三光と神応の件の今後というのは既に話してお

りますので、非常にその辺のところをうまくコンタクトとっていただきたいというのがお願いです。よろしくお願いいたします。

○教育企画担当課長 くれぐれもご指摘のとおり、神応小の活用も含めて具体的に丁寧に対応したいと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 あともう一つ。場合によっては学校施設という話が出ておりましたけど、既に白金の丘学園は小学校が全て3クラス対応でつくられたのですけども、既に1年・2年・3年まで4クラスです。そういうことである程度補助室、コミュニケーションルームみたいな形をつくったようなところを急遽教室にしたりとかいうような状況起こっていますので、これが将来的に6年生全部になってしまうのかなど。そうするとその場合の教室対応はどうなるのかなどというのは既に学校に明確な問題として出てきておりますので、その辺の対応となるともうちょっと早いレベルで来るのではないかという気もしますので、その辺のご検討もよろしくお願いいたします。

○学校施設担当課長 白金の丘の小学校の方が確かに今おっしゃられたとおり、1年生から3年生までは4学級です。4年・5年で3学級、それから6年生2学級ということにして、年々増加しているのは確かです。それに伴いまして普通教室化の用途転用をしているということで、今年度もその工事が入っています。ここは先程の大規模な開発ということもありまして、ちょっとその推計については注視していくということで、今状況を確認しているところでございます。

○教育長 よろしいですか。

○田谷委員 ぜひよろしくお願いいたします。

○教育長 よろしいでしょうか。それではこの協議事項については以上とさせていただきます。

委員の方々は時間大丈夫ですか。

○山内委員 1時まで大丈夫。

○教育長 1時までですね。次回に報告できる事項ありますか。

○教育長室長 いじめは延ばせませす。

○教育長 次回でいいですか。

○教育長室長 いじめは告示日が9月6日まで大丈夫です。

○教育長 説明はできるだけ簡潔にお願いします。

日程第3 教育長報告事項

1 港区スポーツセンターアリーナ及び6階ランニングコースの休止について

○教育長 では次に日程第3、教育長報告事項に入ります。「港区スポーツセンターアリーナ及び6階ランニングコースの休止について」説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 では報告事項のタブレット番号1/45をご覧ください。「港区スポーツセンターアリーナ及び6階ランニングコースの休止について」ご報告させていただきます。

「報告内容」としましては壁面の強度を上げる改修工事を行うために、スポーツセンターアリー

ナ及び6階ランニングコースを休止するというものです。今回の工事は昨年度に続く2期目の工事になります。

次のページをご覧ください。壁面の写真がございまして赤いラインから上部の部分を今回、工事を行うこととなります。

戻りまして項番1「臨時休止期間」は30年12月1日から翌年1月11日までを予定しております。壁面の強度を上げる改修工事を行うためです。告示日は30年8月28日を予定しております。項番4の「利用者への周知方法」は記載のとおりでございます。

簡単ではございますが報告は以上です。

○教育長 それではご質問をお願いします。

よろしいですか。それではこの報告事項は以上とさせていただきます。

次の「平成30年度第1回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について」は次回ということにさせていただきます。

- 4 後援名義等の7月使用承認について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の7月事業実績について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の7月の各事業別利用状況について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の9月事業予定について
- 8 図書館・郷土資料館の7月行事实績について
- 9 図書館の7月分利用実績について
- 10 図書館の9月行事予定について
- 11 9月教育指導課事業予定について

○教育長 「後援名義等の7月使用承認について」、「生涯学習スポーツ振興課の7月事業実績について」、「生涯学習スポーツ振興課の7月の各事業別利用状況について」、「生涯学習スポーツ振興課の9月事業予定について」、「図書館・郷土資料館の7月行事实績について」、「図書館の7月分利用実績について」、「図書館の9月行事予定について」、「9月教育指導課事業予定について」の8件についての定例報告は資料のとおりですが、ご質問ありますか。

よろしいですか。

「閉会」

○教育長 それでは、これもちまして閉会とさせていただきます。

本日予定している案件で、先程申し上げた「平成30年度第1回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について」は、次回の教育委員会にさせていただきたいと思っております。それ以外に委員または説明員から何かありますでしょうか。

なければこれもちまして閉会といたします。

次回は定例会を9月6日木曜日午前10時から開催の予定です。よろしくお願いたします。

ご苦労さまでした。

(午後1時02分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青 木 康 平

港区教育委員会委員 薩 田 知 子